

大島町災害廃棄物等処理計画

平成 25 年 12 月

大 島 町

目 次

第1章 処理方針及び計画の基本的事項.....	1
1.1 目 的.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	1
1.3 災害廃棄物等の発生量の推計（速報値）.....	1
1.4 災害廃棄物等処理方針.....	2
1.5 対象区域.....	2
1.6 災害廃棄物等の処理期限.....	2
1.7 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量.....	3
1.8 島外処理.....	4
第2章 処理計画.....	7
2.1 処理計画策定の方向性.....	7
2.2 島内における収集・運搬計画.....	7
2.3 島内における処理処分計画.....	12
2.4 島外輸送にあたっての条件.....	13
2.5 島外搬出計画.....	14
2.6 災害廃棄物等の処理の流れと業務範囲.....	14
第3章 作業計画.....	16
3.1 島内業務.....	16
第4章 実施スケジュール.....	20
4.1 実施スケジュール策定上の留意点.....	20
4.2 計画の見直し.....	20

第1章 処理方針及び計画の基本的事項

1.1 目 的

平成 25 年 10 月 16 日の台風 26 号に伴う記録的豪雨により、大島町元町地区を中心に島内各所で斜面崩壊等による多大な被害を被った。元町地区では土石流によって膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取り組みの支障となっている状況にある。

大島町災害廃棄物等処理計画は、島内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、現時点で判明した災害廃棄物等の処理見込量を基に、廃棄物処理法第 6 条第 2 項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。今後、速やかに、一次仮置場及び被災現場における災害廃棄物等の測量や組成調査を行うとともに、島内処理の実績を踏まえて、平成 25 年度中に災害廃棄物等の発生量等を見直し、本計画の改定を行うものとする。

1.3 災害廃棄物等の発生量の推計（速報値）

発災直後に、東京都の支援を受けて、被災現場で災害廃棄物の仮置き状況、被災家屋の世帯数及び被害想定、市街地への土砂流入面積及び堆積量等を考察し、推計量を算出した。その結果は、平成 25 年 11 月 1 日に、大島町災害廃棄物の発生量の推計（速報値）として公表した。

本計画は、この推計量を基に過去の災害廃棄物の組成原単位等によって、災害廃棄物の種類別の推計量を算定し、暫定的に、その推計量を処理見込量として取扱うこととした。

■大島町災害廃棄物の発生量の推計について（速報値）

平成 25 年 10 月 16 日の台風 26 号により、発生した災害廃棄物推計量の速報値を、下記のとおり算定しましたのでお知らせします。また、この災害廃棄物を処理するために、選別処理する必要がある土砂堆積量も合わせて示します。なお、一次仮置場への集積が完了した段階で、本発生量推計量を精査します。

1 災害廃棄物の発生量推計量

① 家屋等からの発生量	約 6, 000 トン
② 処理が必要な流木等	約 24, 000 トン
合計	約 30, 000 トン

2 土砂堆積量

災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等	約 80, 000 トン
-----------------------	--------------

1.4 災害廃棄物等処理方針

町では、災害廃棄物等の処理方針を以下のように定めている。

■災害廃棄物等処理方針

- ① 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
- ② 災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。
- ③ 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- ④ 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。
- ⑤ 災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
- ⑥ 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
- ⑦ 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

（平成 25 年 11 月 14 日大島町決定）

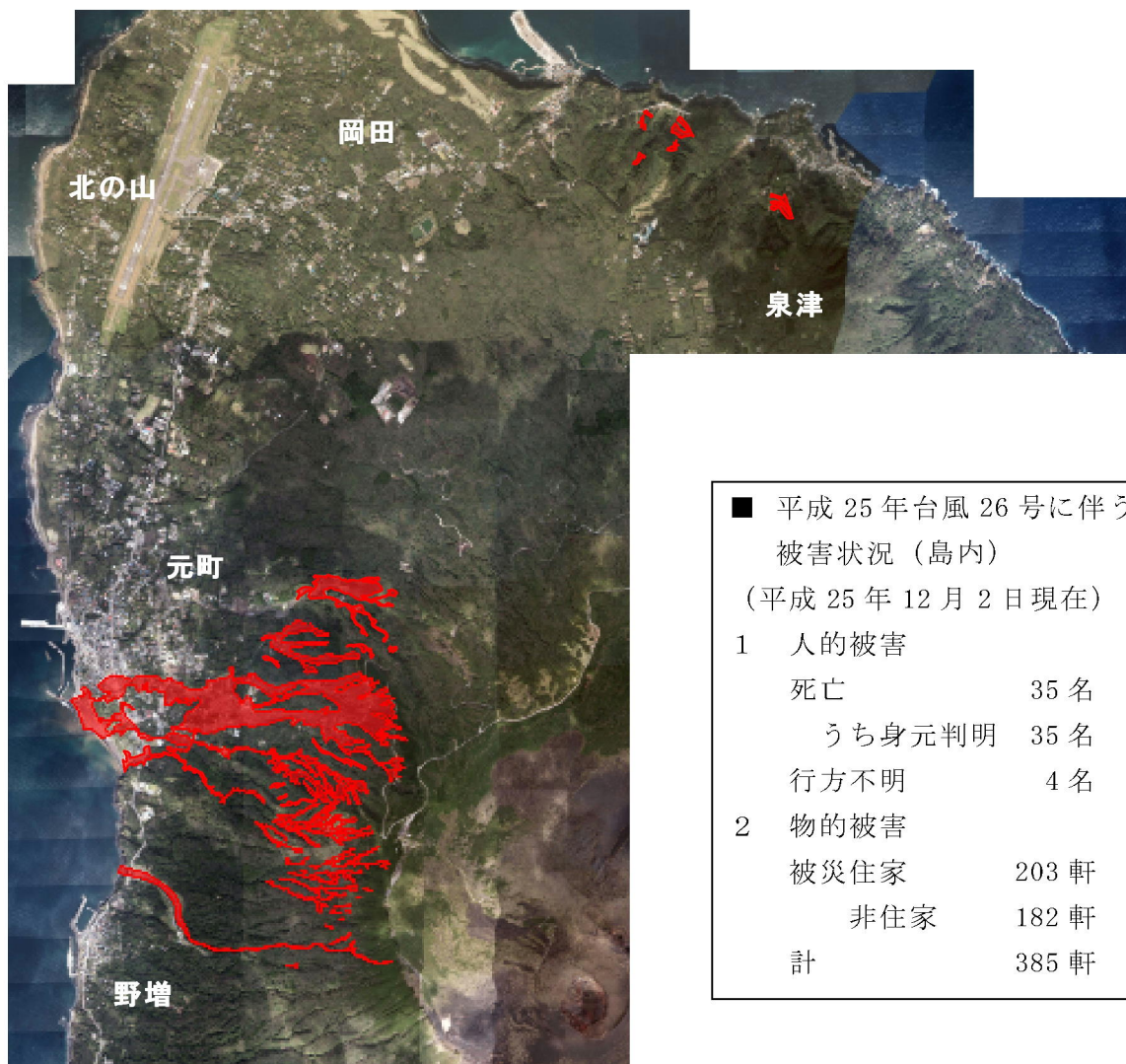
1.5 対象区域

本計画の対象区域は本町（本島）全域である。本町は元町、北の山、岡田、泉津、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の 9 地区で構成される。

被災エリアはこれら地区のうち、町役場等の町の中核機関が集積する元町地区及び北部の泉津地区において、概ね 200ha に及ぶ範囲で斜面の崩落、それに伴う土砂災害が発生している。これら被災現場で発生している災害廃棄物等のうち、本計画で扱う対象としては、砂防施設等の土砂を除く、市街地等の土砂を含む災害廃棄物等、概ね 130ha の範囲が対象となる。

1.6 災害廃棄物等の処理期限

- ・ 災害廃棄物等の処理期限は、平成 26 年 12 月までとする。
- ・ 一次仮置場のうち、市街地にあり、悪臭や粉じん等が発生し対策が急務である、廃畳、布団及び建設混合廃棄物等の集積場所（8 頁記載の②）は、平成 25 年 12 月に島外処理を先行着手し、この仮置きを解消する。
- ・ 一次仮置場のうち、市街地にあり、土砂等の粉じんが発生している集積場所（8 頁記載の①及び③）は、平成 26 年 3 月までに仮置きを解消する。
- ・ すべての一次仮置場は、梅雨時期までに仮置きを解消する。
- ・ 砂防施設等からの土砂等は、平成 26 年 10 月末までに二次仮置場に搬入する。
- ・ 港湾施設等からの土砂等は、できるだけ早期に二次仮置場に搬入する。



※赤いハッチ部が土砂流出箇所を示す。

（図面は国土地理院提供）

図 1－1 土砂流出箇所位置図

1.7 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量

今回災害で発生したと想定される災害廃棄物等については、表 1－1 に示すとおりである。生活環境の保全上、特に処理が必要な被災家屋（以下、「解体家屋」という。）については、住民からの申請により、町で解体し、その処理を行うものとする。

なお、今回災害では、東京都の管理する砂防ダム及び港湾内への堆積土砂も表 1－2 のとおり発生しているが、これらの二次仮置場までの運搬は、本事業の対象外である。ただし、二次仮置場における選別前処理等は本事業で行うものとするため、関連事業として取り扱う。

また、廃自動車・廃家電は、別途町により各リサイクル法に則った処理を行う。

表 1-1 災害廃棄物等処理見込量

項 目	具体例	処理方法	処理見込量 (t)
廃畳・布団等	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	島外処理	200
安定埋立品目	廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず	島内処分	200
廃自動車・廃家電	家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど	島内業者等引取	400
金属	解体家屋からの金属製建具、家具等	島内業者引取	(50)※
建設混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物	島外処理	4,400
コンクリートがら	コンクリート	島内利用	2,800
木くず	流木等（木質系の粗大ごみ（約 200 トン）を含む。）	島内処理 島外処理・利用	31,400
土砂	市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物など	島内利用	71,000
合 計（廃自動車・廃家電を除く）			110,000

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

表 1-2 関連事業の土砂等処理見込量

項 目	具体例	処理方法	処理見込量 (t)
関連事業	砂防ダム等の土砂等	島内利用	150,000
	港湾施設等の土砂等	島内利用	60,000

※東京都から一次又は二次仮置場に搬入する流木混じり土砂等

表 1-3 被災家屋等（平成 25 年 12 月 2 日時点）単位：軒

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	集計
住家	71	15	25	92	203
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	集計
非住家	62	9	25	86	182

1.8 島外処理

島内で処理できる災害廃棄物等は、大島町が処理するが、今回の災害廃棄物等処理見込量合計の 11 万トンのうち、流木等は 31,400 トンあり、大島町における一般廃棄物の年間処理量（約 3,300 トン）等を考慮すると、これら全量を島内で処理することは困難である。また、本町は島外処理に関するノウハウを有していないことから、平成 25 年 11 月 6 日に、島内処理が困難な災害廃棄物の処理について、東京都へ支援要請を行った（5 頁記載）。

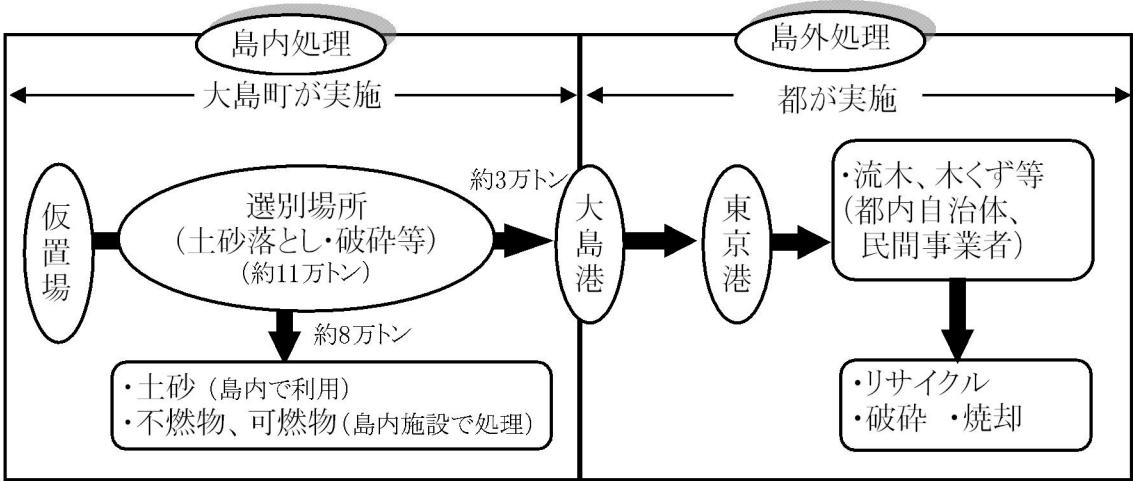
その後都と協議を行い、本町と東京都は、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、「災害廃棄

物処理の事務の委託に関する規約」(平成 25 年 12 月 2 日施行)(6 頁記載)を定め、本町は島外処理に係る事務を東京都に委託した。

これにより、災害廃棄物処理のうち、本町は島内処理に係る部分、東京都は島外処理に係る部分を実施していくものである。

本計画は、災害廃棄物処理の基本的事項を定めるとともに、本町が実施する島内処理事業の具体的な計画を示したものである。また、島外処理事業の詳細については、東京都が実施計画を作成するので、本計画では、島外への搬出方法や搬出予定量等を示すに留める。

なお、平成 25 年 11 月 14 日大島町決定「災害廃棄物等処理方針」(2 頁記載)は、東京都が実施する島外処理事業にも適用する。



《 大島町及び東京都における災害廃棄物処理計画の所管 》

■大島町から東京都への支援要請「災害支援に対するお願いについて」
(平成 25 年 11 月 6 日)

平成 25 年 10 月 16 日に発生しました土砂災害は、島内北部地区に甚大な土砂災害をもたらしました。私どもは、一日も早い災害地の復旧、復興に向けて全力で取り組んでいるところであります。

さて、土砂災害により被災住宅から畳及び粗大ごみや、全壊等の家屋を解体するときに発生する建築廃材、また、市街地に流入した流木等の災害廃棄物が約 30,000 トン（推計量）排出されることが見込まれます。本町の焼却処理している一般廃棄物は年間約 3,300 トンであり、町内で年間処理する約 9 年分に相当しています。このうち、島内で処理が困難な災害廃棄物について、東京都のご支援を何卒、お願い申し上げます。

- 1 業務内容 災害廃棄物の島外処理・運搬

■ 災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大島町（以下「甲」という。）は、その事務として行う災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、平成二十五年台風第二十六号による土砂災害により生じたものをいう。）の処理のうち、大島町外での処分、当該処分のための大島町からの運搬その他これらに付随する処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

（収入の帰属）

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙に帰属する。

（収入及び支出の経理）

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第六条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十五年十二月二日から施行する。

第2章 処理計画

2.1 処理計画策定の方向性

(1) 町の特徴を踏まえた処理計画の策定

一次仮置場において災害廃棄物等を高く積み上げている場合や、混合状態で仮置きされている場合など、個々の一次仮置場の状況や、町の特徴を踏まえた処理計画を策定する必要がある。

また、島内において広い平坦地が少なく、既存の仮置場には十分な貯留量が確保できていないことから、島外処理を速やかに着手する必要がある。

(2) 島外処理に関する留意

島内で処理しきれない災害廃棄物を処理するため、島外での処理が必要となることから、東京都及び関係自治体と十分に協議を行い、関係自治体への影響を最小限にとどめるよう、十分に配慮する必要がある。また、島外処理を行う災害廃棄物は、原則、島内で前処理（選別、破碎等）を行う。

(3) リサイクルの推進と適正処理

一次仮置場において、すでに粗選別などの前処理が進んでいることから、再生利用可能なものを積極的に活用していくべきである。

処理方針に基づいて再資源化に努めるものとし、島内処理、島外処理を合わせて資源化率 90%以上を目標とする。

また、リサイクルできないものについては、減容化・無害化を目的とした焼却処理を実施するなど、適正処理を進める必要がある。

(4) 雇用の創出を通じた地域経済への貢献

可能な限り地域内の雇用を考慮した処理を実施し、町の復興に向けた一助とする必要がある。また、島内と島外との間の物流を担い、島の日常生活を支える定期航路を定める海運会社など、これまでの貢献に応じて優先的に処理事業への参画を要請する必要がある。

全体事業のうち、島内で発注する業務（地域還元率）を 50%以上とし、地域の海運会社による船舶輸送を含めて全体の 3/4 以上を地域関連の発注とする。

2.2 島内における収集・運搬計画

(1) 一次・二次仮置場及びコンテナ基地の設定

以下の目的により一次・二次仮置場及びコンテナ基地を設定する。

表 2-1 仮置場及びコンテナ基地の定義

	一次仮置場	二次仮置場	コンテナ基地
設置目的	小規模集積及び分別	大規模集積及び島内外における処理処分の前処理（破碎、選別等）	島外搬出のためのコンテナ集積
住民からの受入	一部で可	不可	不可

(2) 一次仮置場の設定

被災現場からの災害廃棄物等集積場所として、表 2-2、図 2-2 のとおり、一次仮置場を設置している。

表 2-2 一次仮置場一覧（平成 25 年 12 月 2 日現在）

整理 番号	名称	所在地	災害廃棄物等の種類	開設 時期	稼働状況
①	元町港ヤード	元町 1 丁目 19	土砂、流木	発災 直後	10 月末受入終了、 土砂を⑧へ搬出中
②	火山博物館駐 車場	元町字神田屋敷	廃畳、布団、混合廃 棄物等	発災 直後	11 月末受入終了
③	国民宿舎横	元町字神田屋敷	土砂	10/28	11/24 受入終了 土砂を⑧へ搬出中
④	大島空港 (滑走路脇)	元町字野地	流木	11/14	使用中
⑤	大島空港 (南側)	元町字赤禿	流木	11/14	12/2 受入終了
⑥	石井組	元町字上山	土砂	発災 直後	10 月末受入終了 土砂を⑧へ搬出中
⑦	オーレック	元町字上山	流木、土砂、粗大ご み等	発災 直後	使用中
⑧	土砂採掘跡地	差木地サド 1084 外	土砂	発災 直後	土砂受入中

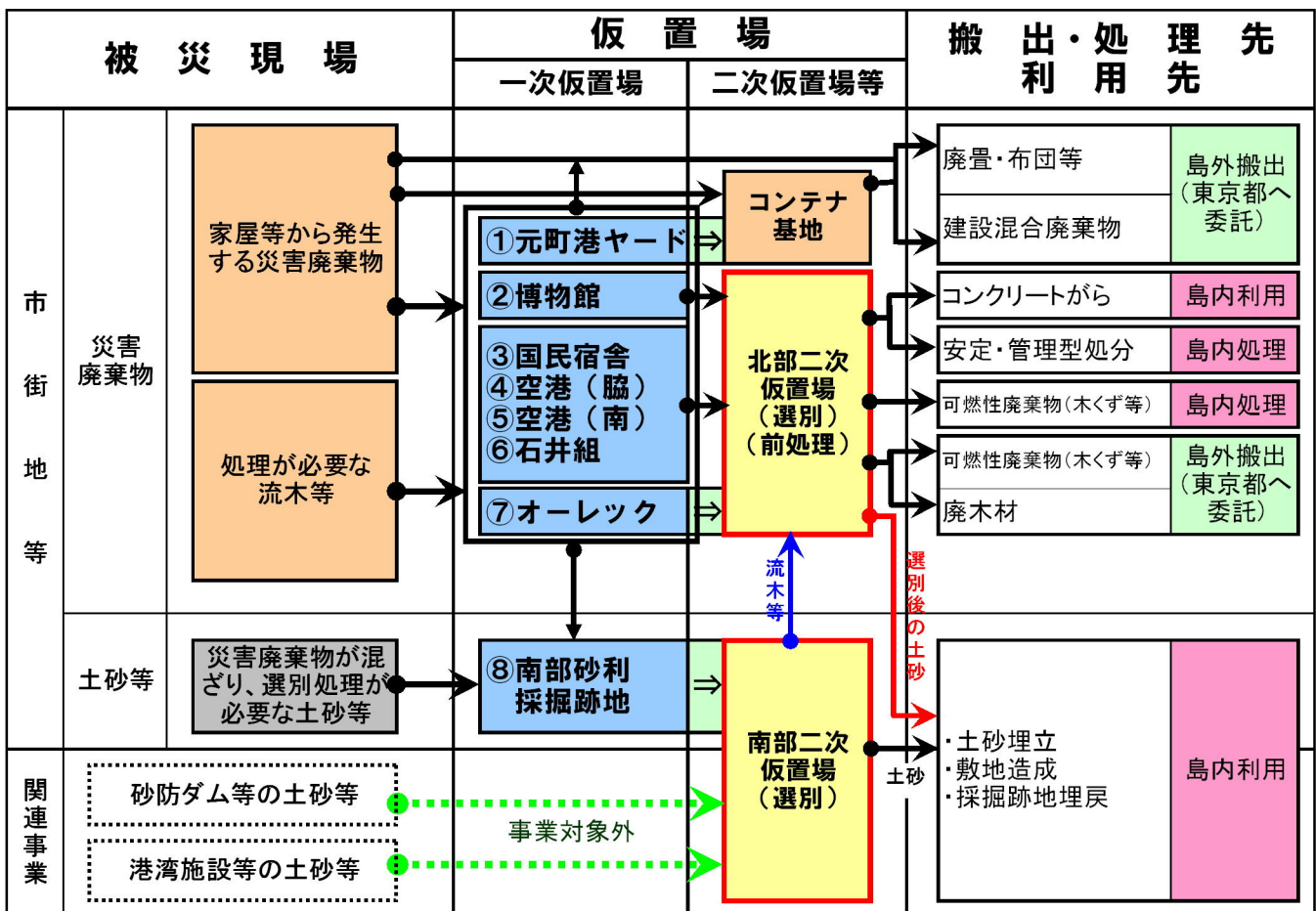


図 2-1 仮置場ごとの搬入・搬出の流れ

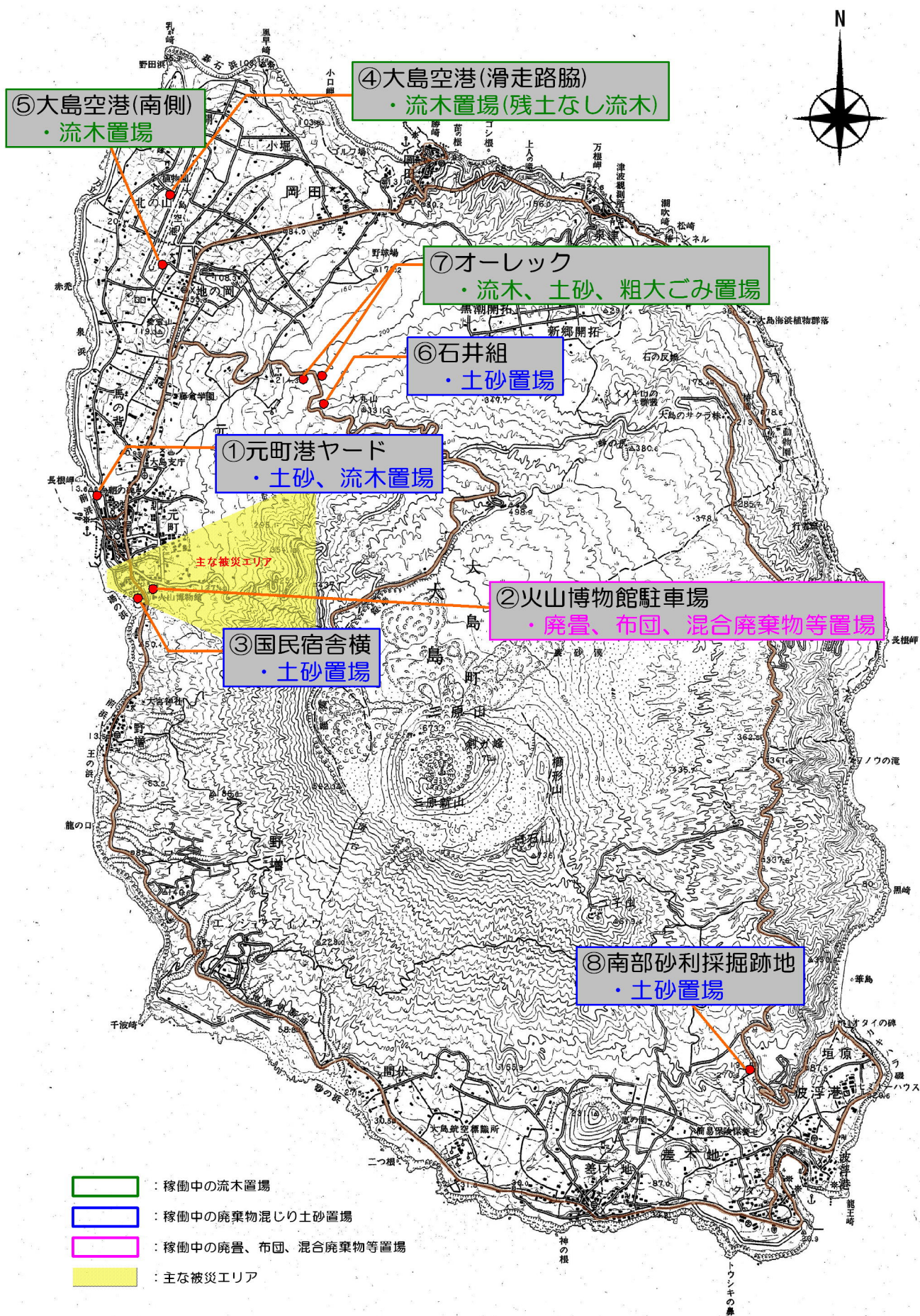


図 2-2 一次仮置場位置図 (平成 25 年 11 月 14 日現在)

(3) 二次仮置場の設置

被災現場及び一次仮置場から災害廃棄物等を集積し、その後の処理のための前処理を行う場所として、表 2-3、図 2-3 のとおり、二次仮置場を設置する。

表 2-3 二次仮置場一覧

整理番号	名称	所在地	設置時期	業務概要
1	北部二次仮置場	元町字上山	平成 26 年 1 月	流木等の前処理（選別、破碎）
2	南部二次仮置場	差木地サド 1084 外	平成 26 年 1 月	流木混じり土砂等の選別

(4) コンテナ基地の設置

被災現場、一次仮置場及び二次仮置場においてコンテナ積載した島外搬出物を集積し、積出港へ搬出調整を行う場所として、表 2-4、図 2-3 のとおり、コンテナ基地を設置する。

表 2-4 コンテナ基地

整理番号	名称	所在地	設置時期	業務概要
1	元町港コンテナ基地	元町 1 丁目 19	平成 26 年 1 月 (①仮置場と併用)	災害廃棄物運搬用コンテナの集積及び計量管理、搬出調整

(5) 災害廃棄物等の搬入先

災害廃棄物等は、その種類に応じて以下の搬入先を集積する。なお、コンテナ基地には、直接に災害廃棄物等は持ち込まず、解体家屋から発生する廃棄物等を、被災現場及び仮置場においてコンテナに積み込み、密封したコンテナを集積する。

表 2-5 災害廃棄物等の種類別搬入先

項 目	北部 二次仮置場	南部 二次仮置場
コンクリートがら	◎	×
安定埋立品目	◎	×
廃畳・布団等	×	×
粗大ごみ	○ (土砂付着が少 ないもの)	×
流木	◎	○ (混入)
廃自動車・廃家電	×	×
土砂	○ (混入)	◎
建設混合廃棄物	×	×

◎：優先的に搬入する品目

○：状況に応じて搬入する品目

×：搬入不可

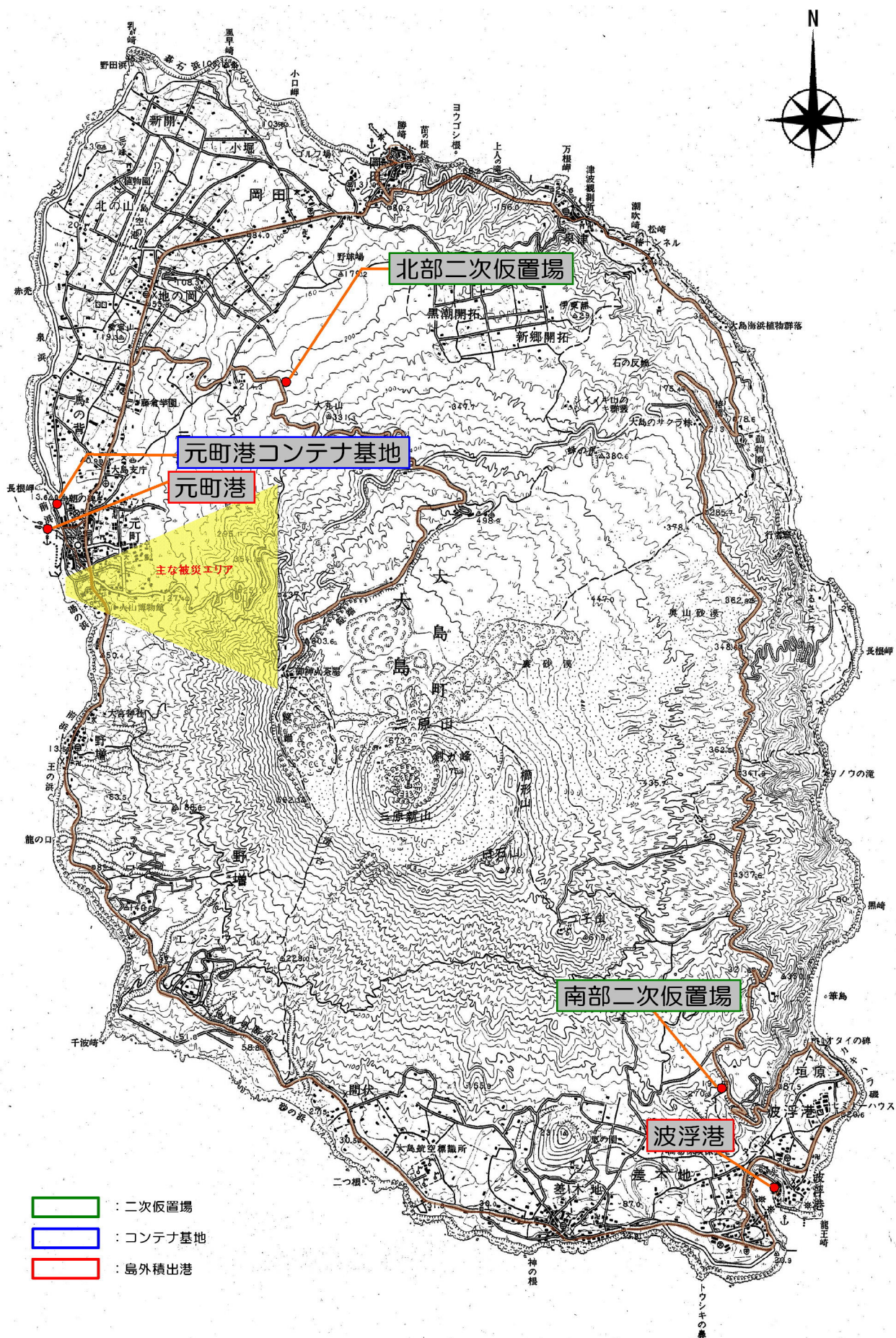


図 2-3 二次仮置場、コンテナ基地等位置図

2.3 島内における処理処分計画

島内で処理処分が可能なものとして、以下を予定する。

表 2-6 中間処理計画

中間処理対象物	中間処理量 (t)	中間処理先	管理者
可燃性廃棄物 (木くず等)	3,000	野増清掃工場 (野増) 新清掃工場 (野増) オーレック焼却炉 (元町)	大島町 大島町 (株) オーレック

表 2-7 再生利用計画

再生利用対象物	再生利用量 (t)	再生利用先 (予定)	備考
金属等	50	京塚金属 (野増)	現地渡し
コンクリートがら	2,800	大島リサイクルセンター (元町)	再生砕石
埋め戻し土	281,000	南部砂利採掘跡地 (差木地)	

表 2-8 最終処分計画

最終処分対象物	最終処分量 (t)	最終処分先 (予定)	管理者
焼却主灰、飛灰処理物など	700	大島一般廃棄物管理型最終処分場 (差木地)	東京都島嶼町村一部事務組合
ガラス・陶磁器等	100	大島町安定型最終処分場 (差木地)	大島町

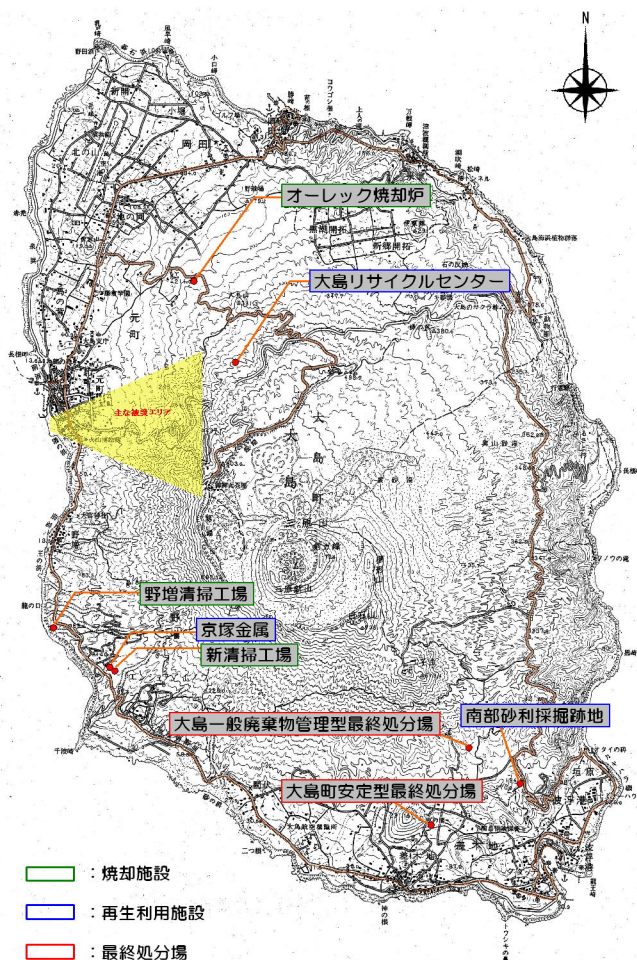


図 2-4 島内処理処分先位置図

2.4 島外輸送にあたっての条件

(1) 地域海運業者の利用

島外輸送にあたっては、次の地域海運業者の定期航路を利用する。

表 2－9 地域海運業者の運行条件

地域海運業者	定期航路		大島寄港日
	大島港	東京港	
東海汽船 (伊豆七島海運)	元町港 (大島町元町 1-18-3)	辰巳港 (江東区辰巳 3-30)	毎週土曜平日 (週 6 日)
新島物産	波浮港 (大島町波浮港 1)	辰巳港 (江東区辰巳 3-30)	毎週火・木・土 (週 3 回)

(2) 災害廃棄物専用コンテナの準備

環境省が東日本大震災において広域処理に利用した 12ft 災害廃棄物専用コンテナを利用して密封性を保ったまま船舶による海上輸送及び都内での陸送を行う。なお、本町と東京都の業務の区分として、大島町では大島港における船舶積込みの荷役までを行う。東京都は船舶による海上輸送以降を行う。

ただし、平成 26 年 1 月以降の本格実施に利用する災害廃棄物専用コンテナは、図 2－5 に示す海上輸送用装備を備えたものを、大島町で準備する。

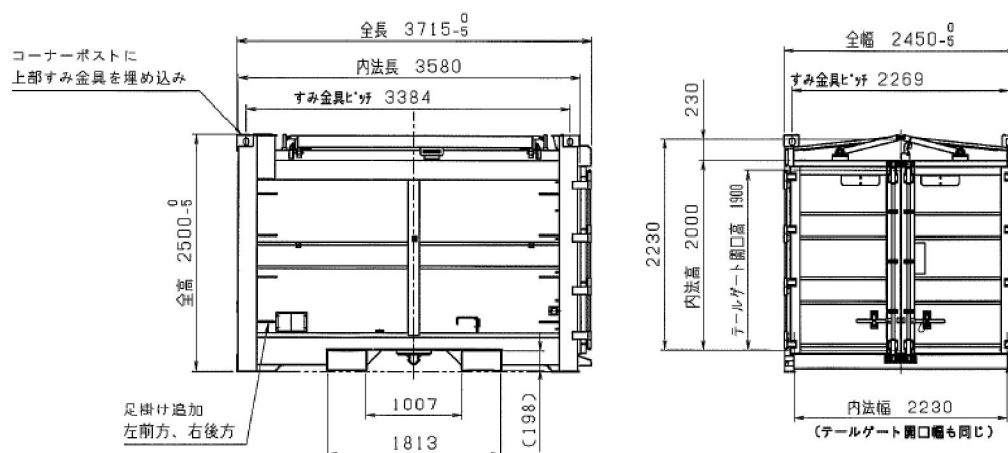


図 2－5 災害廃棄物専用コンテナ（鉄道・船舶併用型）



図 2－6 東日本大震災で利用したコンテナ（参考）

2.5 島外搬出計画

島外へ搬出するものとして、以下を予定する。

表 2-10 島外搬出計画

島外搬出物の種類	搬出物の状態	搬出予定量（t）
廃畳・布団等	現状のまま	200
建設混合廃棄物	粗選別後	4,400
廃木材	前処理後	21,000
可燃性廃棄物（木くず等）	前処理後	7,400

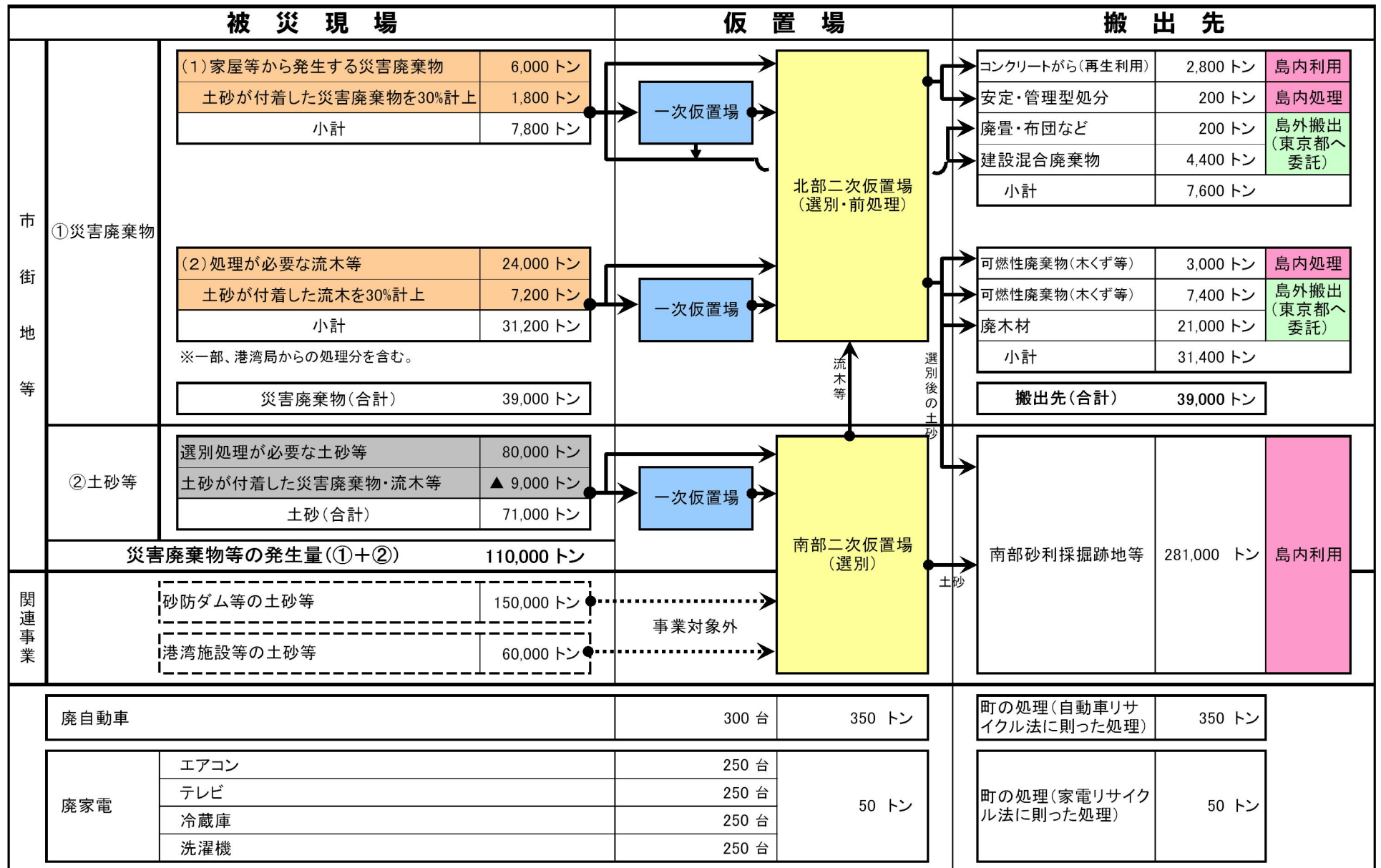
表 2-11 島外搬出スケジュール

		11	12	1	2	3	4	5	6	...	...	11	12	1	2	3
島外搬出 （東京都へ委託）	廃畳・布団等		[緊急対応]													
	建設混合廃棄物		[緊急対応]													
	廃木材															
	可燃性廃棄物（木くず等）															

2.6 災害廃棄物等の処理の流れと業務範囲

災害廃棄物等の処理フロー図を次ページに示す。

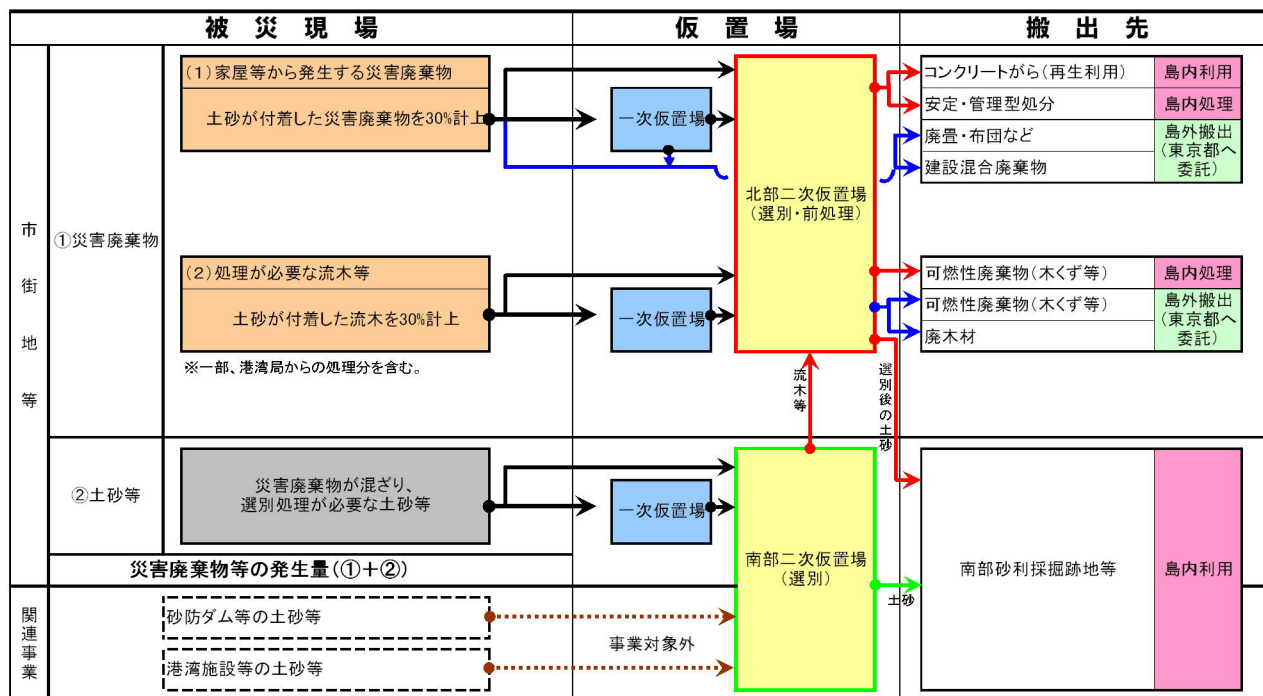
大島町災害廃棄物等の種類別処理フロー（概要）



第3章 作業計画

3.1 島内業務

大島町災害廃棄物等の種類別処理フロー（概要）主な作業分類案



<作業分類概要(案)>

No	凡例	業務名称	業務場所	業務期間
1	●→	大島町災害廃棄物収集・運搬業務	被災現場及び一次仮置場	平成26年1月から12月まで
2	□→	大島町北部災害廃棄物二次仮置場選別破砕業務	オーレック株式会社内	平成26年1月から平成27年3月まで
3	□→	大島町南部災害廃棄物二次仮置場選別業務	差木地土砂採掘跡地	平成26年1月から平成27年3月まで
4	●→	大島町災害廃棄物コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務	コンテナ基地及び元町・波浮港	平成26年1月から12月まで
5		大島町家屋解体工事	被災現場	平成26年1月から9月頃まで

3.1.1 災害廃棄物等の収集・運搬業務（フローの黒矢印）

本業務は発災直後より一部先行着手により実施しているものであるが、被災現場及び一次仮置場に係る運搬について改めて年内に契約を締結し、必要な資機材の調達、作業計画等準備作業を経て平成26年1月より本格実施を予定する。

- 災害廃棄物（家屋等から発生するもの、処理が必要な流木等）、災害廃棄物の混入した土砂、現場において解体されたもの、粗大ごみ、廃自動車、廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）を収集するとともに運搬車へ積込む。
- 運搬作業は、災害廃棄物、土砂、解体されたものについて、一次仮置場、二次仮置場まで運搬し、積卸す。なお、一次仮置場での現場監理及びコンテナ積込を含む。
- 廃自動車、廃家電については、リサイクル法の許可業者まで、運搬し、積卸す。
- 運搬時は、積載重量を確認するため、二次仮置場のトラックスケールを経由する。
- 運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるよう、回数、運搬時間等を記録した日報を作成する。また、確認方法は、搬出入時間を管理する等による。
- 船舶荷役となる廃棄物の収集・運搬（3.1.4）は、対象外とする。

※ 使用重機：バックホウ（つかみ機付）、深ダンプ等



【つかみ機付バックホウ】



【 深ダンプ 】

3.1.2 北部災害廃棄物等二次仮置場での選別破碎業務（フローの赤矢印）

本業務は北部二次仮置場に係る下記の業務について、年内に契約を締結し、必要な資機材の調達、仮置場の整備、作業計画等準備作業を経て平成 26 年 1 月より本格実施を予定する。

- ・ 北部二次仮置場において、積卸された災害廃棄物、流木等を選別する。
- ・ ふるい等選別ヤードとして、土間コンクリート等舗装を行い、選別物（特に島外搬出する木くず）に土砂等が混入することのないよう厳重に管理を行う。
- ・ 破碎作業は、選別した流木のうち、幹を除く枝葉根及び粗大ごみを対象とし、破碎機までの小運搬も含む。
- ・ 破碎機、ふるい選別機の設置撤去、破碎機、ふるい選別機への廃棄物の投入作業も含む。
- ・ 選別した土砂を差木地土砂採掘跡地まで運搬するとともに、その帰路において、南部二次仮置場で選別された流木を北部二次仮置場まで運搬する。
- ・ 選別後の廃棄物のうち、コンクリートがらについては、島内の引取り先まで運搬する。
- ・ 再利用できない廃棄物のうち、島内処理されるものは可燃物と不燃物に分別し、所定の処理場まで運搬する。
- ・ 可燃性廃棄物（木くず等）のうち島内処理できないもの及び廃木材は、それぞれに船舶輸送専用コンテナへの積載を行う。なお、コンテナの島内での運搬（3.1.4）は、対象外とする。
- ・ 運搬に際しては、二次仮置場に設置しているトラックスケールにより、数量を記録する。

※ 使用重機：スケルトンバケット付バックホウ、振動篩機、一軸破碎機、移動式トロンメル等



【スケルトンバケット付】



【一軸破碎機】



【振動篩機】



【移動式トロンメル】

3.1.3 南部災害廃棄物等二次仮置場での選別業務（フローの緑矢印）

本業務は南部二次仮置場に係る下記の業務について、年内に契約を締結し、必要な資機材の調達、仮置場の整備、作業計画等準備作業を経て平成 26 年 1 月より本格実施を予定する。

- ・ 南部二次仮置場（差木地土砂採掘跡地）において、受入を行った流木混じり土砂を、土砂と流木に選別する。なお、流木を選別するヤードには、鉄板敷きとする。
- ・ 搬入した流木混じり土砂及び選別した流木の数量は、二次仮置場のトラックスケールによって計量後、記録する。
- ・ 選別した土砂は、土砂採掘跡地において小運搬により積卸、敷均しを行い、整地する。なお、土砂の数量については、搬入時の数量から搬出した流木の数量の差分により記録する。
- ・ 選別した流木は、北部二次仮置場で選別した土砂を運搬してきた業者に引き渡す。

※ 使用重機：振動篩機、スケルトンバケット付バックホウ、バックホウ、ブルドーザー、ホイールローダー、不整地運搬車、ダンプトラック等

3.1.4 災害廃棄物コンテナの収集・運搬・船舶荷役業務（フローの青矢印）

本業務はコンテナ基地に係る下記の業務について、年内に契約を締結し、必要な資機材の調達、平成 25 年 12 月中の先行実施（試験施工）、作業計画等準備作業を経て平成 26 年 1 月より本格実施を予定する。

- ・ 海上輸送の搬出港は、地元海運業者 2 社の定期航路を活用することから、元町港及び波浮港の 2 箇所を利用する。
- ・ 島外運搬用のコンテナ基地を元町港付近に確保するとともに、1 基積車両は被災現場及び一次仮置場からコンテナ基地運搬用とし、2 基積車両は二次仮置場からコンテナ基地及びコンテナ基地から船舶積込場の港までの運搬として、使い分ける。なお、コンテナ基地には、監督員事務所を本業務の範囲において設置・管理する。
- ・ コンテナ基地には、フォークリフトを常備するとともに、船舶荷役となる港にはラフテレーンクレーンを常備する。なお、運転管理も含む。
- ・ 被災現場及び一次仮置場から発生する廃畳、布団、建設混合廃棄物を現地で受け取り、コンテナ基地まで運搬する。なお、コンテナ積込作業（3.1.5）は、対象外とする。
- ・ 北部二次仮置場で選別された可燃性廃棄物（木くず等）及び廃木材が積込まれたコンテナの運搬、管理、船舶荷役を実施する。
- ・ 運搬に際しては、トラックスケールにより、数量を記録するか、二次仮置場で測定した数量を流用して整理する。

※ 使用重機：フォークリフト、つかみ機付バックホウ、コンテナ車、ラフテレーンクレーン等



【フォークリフト】



【コンテナ車及びつかみ機付バックホウ】



【ラフテレーンクレーン】

3.1.5 家屋解体工事

本業務は町が生活環境の保全のために、特に処理が必要と認められる場合において、平成 26 年 6 月末までを目処に受け付ける被災家屋等の解体申請の状況に応じて、一定数量もしくは一定期間ごとに解体作業にかかる契約を締結し、被災現場において、民家等の分別解体工事を実施する。

- ・ 被災現場において発生する建設混合廃棄物をコンテナ車へ積込む。
- ・ 遺留品、財産等については、可能な限り手作業で分別し、一時保管する。
- ・ アスベストを含む廃材は、フレコンバック等により密閉することで適切に処理する。なお、電池・バッテリー類等、PCB 含有廃材については、町を通じて適正に処理する。

※ 使用重機：鉄骨カッタ付バックホウ、つかみ機付バックホウ、コンテナ車等



【鉄骨カッタ付バックホウ】

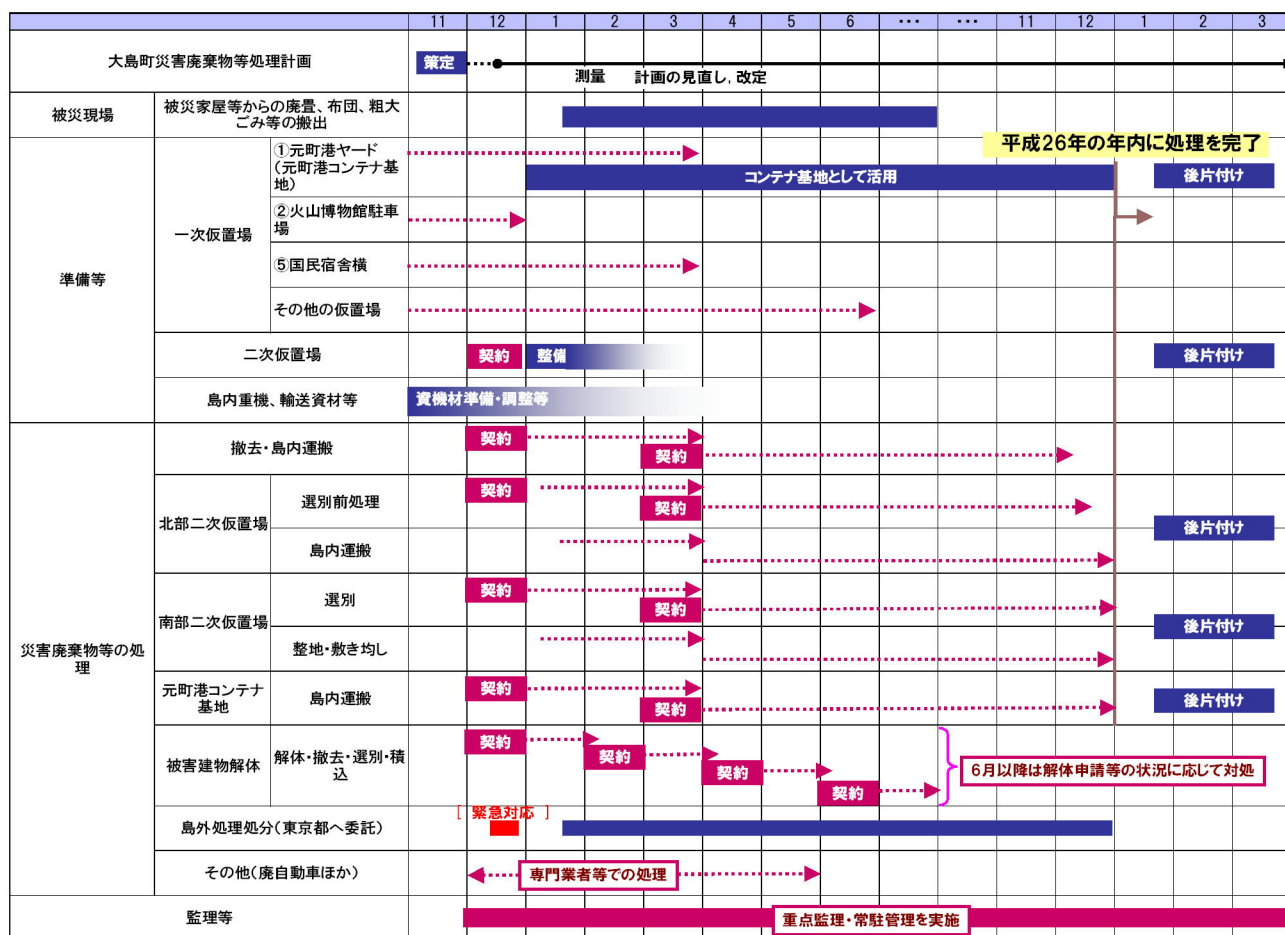
3.1.6 島内処理

- ・ コンクリートがらは北部二次仮置場より大島リサイクルセンターへ搬送し、コンクリートを小割りにし、鉄筋等の異物を除去した上で再生砕石として再生利用する。
- ・ 解体家屋等から発生する金属製の家具、建具等は、一次仮置場にて粗分別し、京塚金属により現地引取りとなる。
- ・ 北部二次仮置場において選別破碎した可燃性廃棄物（木くず等）の一部は、新施設の稼働に伴い平成 25 年度末に休止予定であった野増清掃工場において平成 26 年 1 月より焼却処理する。この際に町内から発生する一般廃棄物は、同時期に新清掃工場の試運転が開始されることから、平成 26 年 3 月の竣工に先立って新施設へ持ち込む。野増清掃工場が発生する焼却残渣は、フレコンバック詰めの上、東京島嶼町村一部事務組合の管理する大島一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入される。

第4章 実施スケジュール

4.1 実施スケジュール策定上の留意点

廃畳・布団及び建設混合廃棄物等の集積場所では、悪臭や粉じん等が発生しており、対策が急務である。このため、平成25年12月中に島外処理を先行実施し、②火山博物館駐車場の仮置きを解消する。



4.2 計画の見直し

本計画は、迅速に災害廃棄物等の処理を進めるために、現時点でできる限りの情報を基に、災害廃棄物等の推計量を算定し、その推計量を処理見込量として策定したものである。

今後、速やかに一次仮置場及び被災現場における災害廃棄物等の測量・組成分析調査を行い、島内処理量の実績を踏まえた、災害廃棄物の種類ごとの選別及び前処理に必要な能力等を考慮した処理計画の見直しを行い、平成25年度末までに、本計画書を改定する。